

日本醫師會の副會長（一人とす）及理事（十人以内とす）は道府縣醫師會の會員中より日本醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

（二）道府縣醫師會の會長は其の會員中より地方長官厚生大臣の認可を受け之を任命すること

道府縣醫師會の副會長（一人とす）及理事（五人以内とす）は其の會員中より道府縣醫師會長の推薦に依り總會に於て之を定むること但し専任理事は醫事衛生に關し學識又は經驗ある者より之を推薦するを妨げざること

（三）役員の任期は三年とすること

（四）日本醫師會及道府縣醫師會の理事中一人以上を専任とすること

（五）醫師會の會長は總會成立せざるとき又は總會に於て議決すべき事項を議決せざるべきは監督官廳に具狀して指揮を請ひ總會の議決すべき事項を處分することを得ること

（六）道府縣醫師會の支部長は道府縣醫師會長之を任命することとしなるべく其の支部より選出せられたる道府縣醫師會議員を之に充つること

六 經費の負擔方法の合理化

（一）法令の規定又は行政官廳の命令に依り醫師會の事務に屬せしめられたる事項に要する經費に付ては國又は地方公共團體に於て其の全部又は一部を負擔すること

（二）道府縣醫師會の會費の負擔方法は會員額の

外適當なる基準に依り等差を設くこと

（三）道府縣醫師會の會費の徵收に付ては地方稅の例に依り滞納處分を行ひ得る規定を設くること

希望意見

七 行政監督の強化

（一）日本醫師會は厚生大臣之を監督し道府縣醫師會は第一次に於て地方長官第二次に於て厚生大臣之を監督すること

（二）行政官廳は醫師會に對し醫事衛生に關し必要なる事務の施行を命ずることを得ること

（三）道府縣醫師會の總會の議決が法令若は會則に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは監督官廳は特別議員を解任し又は議員の職務を停止し若は議員の改選を命ずることを得ること

とを得ること

（四）醫師會の豫算は監督官廳の認可を受くるを要すること

とを得ること

（五）監督官廳は醫師會が支出を要する費用を豫算に載せざる場合に於ては理由を示して其の費用を豫算に加ふることを得ること

勞働者年金保険制度要綱に對する 保険制度調査會の修正並に希望決議

一 厚生省に於て公共團體又は公益法人に勤務せしむる醫師を養成する方法を講ぜられ度

二 公立診療所に關しては之を利用する民衆の便宜を圖る爲適當なる措置を講ぜられ度

三 醫師會、歯科醫師會、藥劑師會其の他の衛生諸團體相互の連絡統制に當ると共に保健國策に關し政府に獻策する目的とする中央機關を常設し併せて現行中央衛生會を之に統合するの方策を講ぜられ度

厚生省保險院が來議會に提出する勞働者年金保険制度の要綱については前號所載の如くであるが、保險院審議の結果一部の修正並に希望決議を行ひ、昭和十五年十月二日の總會は之を裁決するに到つた。同調査會委員氏名、修正並に希望決議を掲ぐれば以下の如くである。

八

八 醫道振作委員會の設置

道府縣醫師會に醫道振作委員會を常置し醫道振作に關する事項の實施の衝に當らしむること

九 醫師會と他の醫事關係方面との連絡

（一）非醫師たる診療所の開設者に付ては別に必

要なる統制方法を講ずること

保険院保険制度調査會委員氏名

○印は特別委員 ◎印は委員長

委員

法制定參事官	入江俊郎
企畫院部長	中島清二
大藏省主計局長	谷口恒二
商工省監理局長	辻謙吾
厚生次官	兒玉政介
保險院長官	○繩貝證三
保險院總務局長	○川村秀文
保險院社會保險局長	○清水玄
保險院簡易保險局長	○前田
從三位勳一等	○松本烝治
正四位勳二等	○末弘嚴太郎
正四位勳三等	○森莊三郎
正五位勳三等(旭)	○田子一民
正三位勳二等(旭)男爵	◎千秋季隆
正四位勳三等(旭)	○湯澤三千男
正五位勳三等	○工藤鐵男
從四位勳四等	○桑原幹根
正五位勳五等	○河野密
從三位勳二等	○膳桂之助
正三位勳二等	○高山久藏
正三位勳二等	○中川末吉
正三位勳二等	○添田敬一郎
正三位勳二等	○吉田茂
從三位勳二等	○伊東二郎丸
正三位勳二等	○守屋榮夫
正三位勳二等	○成瀬達
正三位勳二等	○本田彌市郎
正三位勳二等	○土屋清三郎
正三位勳二等	○田中亮一
正三位勳二等	○松岡駒吉

阿部眞之助

入江俊郎

阿部眞之助

の計算の基礎と爲りたる期間

(一) 左の(1)、(2)、(3)又は(4)に掲ぐる事由に因り被

保險者の資格を喪失したる場合を除くの外同一の

工場、事業場又は事業に被保險者として引續き使

用せられたる期間六月未満にして被保險者たりし期

を喪失したる場合に於ては其の被保險者たりし期

保險院長官

○繩貝證三

間

保險院總務局長

○椎名悅三郎

間

厚生省社會局長

○熊谷憲一

間

厚生省勞動局長

○持永義夫

間

厚生省職業部長

○内藤寛一

間

正六位勳四等

○松本健次郎

間

正四位勳三等(旭)

○小畠源之助

間

正三位勳二等(旭)男爵

○湯澤三千男

間

正三位勳二等

○桑原幹根

間

正三位勳二等

○河上丈太郎

間

正三位勳二等

○河野密

間

正三位勳二等

○膳桂之助

間

正三位勳二等

○高山久藏

間

正三位勳二等

○中川末吉

間

労働者年金保険制度案要綱修正案

(4) 其の他命令を以て定むる事由

一、第二號但書の(四)の次に左を加ふ

(五) 其の他命令を以て指定する者

尙同一の工場、事業場又は事業に於て引續き被保險

者たりし期間十年以上ある場合に於ては被保險者た

りし期間十年毎に其の十年に對し被保險者たりし全

期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額

を加ふること

六、第五十一號を左の如く改む

(一) 脱退手當金の支給を受けたる場合に於ては其

の場合に之を適用すること

二、第四號を左の如く改む

三、第十一號但書の(一)、(二)、(四)及(五)の規定は前號

の場合に之を準用すること

但し左に掲ぐる期間は之を合算せざること

六、第五十一號を左の如く改む

保険料率は礦業法の適用を受くる事業の事業場に使用せらるる被保險者にして當時坑内作業に從事するもの（以下坑内夫たる被保險者と稱す）に關するものとの他の被保險者に關するものと各別に之を定むること

七、「第八鐵夫たる被保險者に關する特例」を「第八坑内夫たる被保險者に關する特例」に改む

八、第五十七號を左の如く改む

坑内夫たる被保險者として十五年以上使用せられたる者に付ては第十八號の規定に拘らず其の者が被保險者の資格を喪失したる後五十歳を超えたるとき又は五十歳を超えたるときより養老年金を支給すること繼續せること十五年間に於て坑内夫たる被保險者として十二年以上使用せられたる者に付亦同じ

九、第五十八號を左の如く改む

坑内夫たる被保險者として使用せられたる期間に付被保險者たりし期間を計算する場合に於ては坑内夫たる被保險者として使用せられたる期間に三分の四乗じて之を計算すること但し左に掲ぐる期間に關しては坑内夫たる被保險者として使用せられたる期間を以て被保險者たりし期間とすること

(一) 被保險者として使用せられたる期間三年未滿

なる者の坑内夫たる被保險者として使用せられたる期間

(二) 坑内夫たる被保險者として使用せられたる期間が十五年を超ゆる場合に於て十五年を超ゆる部

分の期間

七、第五十八號の次に左の一號を加ふ

五十八の二 第五十七號後段の規定に依り養老年金を支給する場合に於ては左の如くすること

(一) 第十九號の規定に拘らず養老年金の額は被保

險者たりし期間十六年以上二十一年未滿に對し被

保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五に相當する金額とし二十年以上一年を増す

毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へた

る金額とすること尙同一の事業場に於て引續き被

保險者たりし期間十年以上ある場合に於ては被保

險者たりし期間十年毎に其の十年に對し被保險者

たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加ること但し被保險者たりし全期

間の平均標準報酬年額の百分の五十に相當する金額を超ゆることを得ざること

(二) 第二十一號、第三十號、第三十五號、第三十

六號の(一)及第三十九號の(一)中二十年以上被保

險者たりし者とするは之を十六年以上被保險者た

りし者とすること

(三) 第二十九號及第四十一號の規定は之を適用せ

ざること

十一、第五十九號中「礦業法の適用を受くる事業の事業場又は工場に使用せらるる者」を「礦業法の適用

を受くる事業の事業場に使用せらるる者にして當時

坑内作業に從事するもの」に改む

十二、第五十九號の次に左の一號を加ふ

六十 本制度實施當時同一の工場、事業場又は事業

に引續き五年以上使用せられたる者にして本制度

實施と同時に強制被保險者と爲りたるもののが養老年金の支給を受くる権利を得ずして五十歳（本制度の在りては四十五歳）を超えた被保險者の資格を

度實施當時礦業法の適用を受くる事業の事業場に

使用せらるる者にして當時坑内作業に從事するものに在りては四十五歳）を超えた被保險者の資格を

喪失したる場合に於ては其の者に對する脱退手當金は一般の例に依らず其の支給額を増加し又被保

險者たりし期間一年以上三年未滿の者に對しても之が支給を爲すこと

希望決議案

一、本制度は時局に鑑み緊急實施せられたきも、現行社會保險制度は複雑多岐に亘り且制度間に重複する所を生じ統一を缺くの嫌あるを以て之が整理統合を行ひ皇國の勤勞體制に適應せる社會保險制度の體系を確立する爲速かに官民協力の組織に依り調査研究に着手せられたきこと

二、本制度の實施に關聯し、現行社會保險制度の體系を整備するに當りては特に業務災害に對する扶助制度の完備をも併せて考慮すると共に現行の退職積立金及退職手當法に依る退職手當制度をも包摶する保險的失業對策制度の確立を圖り以て労働者の業務災害又は失業に基く生活不安の除去に付遺憾なきを期せられたきこと

三、本制度は長期に亘り産業労働に從事せる労働者の保護を目的とする制度なるも其の間労働者は各種の事業を通じ又は規模の大なる事業及小なる事業を通じて被保險者たりし期間とすること

じて移動するを豫想せらるるを以て本制度の適用範囲は可及的速かに之を擴張し被保險者資格の繼續に付遺憾なきを期せられたきこと

四、本制度の實施に依り生ずべき積立金は有利且確實に之を運用すべきことは勿論なるも、同時に本資金の性質に鑑み被保險者の利益に還元せらるる様適切なる運用を爲すと共に其の剩餘金を以て可及的被保險者福祉施設の充實を圖られたきこと、而して如上の目的を達する爲本資金に付ては特別の運用機關を

設け且其の運用計畫の樹立に付ては事業主及被保險者の意嚮を代表する者をも參與せしめられたきこと尙船員保險其の他社會保險の積立金も本資金と併せて統一的に之を運用せられたきこと

五、本制度の實施に當りては事業主及被保險者の利便を考慮し現行健康保險の諸手續をも併せて改正し努めて諸手續の簡易迅速化を圖ると共に現業保險官廳を増置し中小事業主の爲諸手續の指導を爲し實際事務の遂行に付遺憾なからしめられたきこと

在南洋地方本邦内地人職業別人口（昭和十四年十月一日現在）外務省調

職業別地域別	比	律		賓		蘭		領		東		印		度		英		領		マ		レ		佛		領		印		度		支		那		泰		國	
		總	數	男	女	總	數	男	女	總	數	男	女	總	數	男	女	總	數	男	女	總	數	男	女	總	數	男	女	總	數	男	女	總	數	男	女		
總	（△は減）	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一		
本業者		三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一		
1 農耕、園藝、畜産		三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一	三	三	二	一		
2 同 勞働者		二	二	一	一	二	二	一	一	二	二	一	一	二	二	一	一	二	二	一	一	二	二	一	一	二	二	一	一	二	二	一	一	二	二	一	一		
3 森林業、林產物業		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
4 同 勞働者		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
5 漁業、製鹽業		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
6 同 勞働者		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
7 採鉱冶金業		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
8 同 勞働者		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
9 土石採取業		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		

外務省の在南洋地方在住本邦内地人職業別人口調

外務省の調査による昭和十四年十月一日現在の南洋地方（比律賓、蘭領東印度、英領北ボルネオ及英國保護サラワク、護サラワク、英領マレー、佛領印度支那及び泰國）在住本邦内地人の細目職業別人口は次の如くである。